

岐阜労働局発表
平成20年2月13日

技能実習生等受入適正化推進会議

(問い合わせ先)

事務局：岐阜労働局 労働基準部監督課

課長 柘植典久

監察監督官 夏威宗幸

専門監督官 中野正樹

電話 058-245-8102 (直通)

外国人技能実習生の適正な労働条件確保のための協力要請について
～ 技能実習生等受入適正化推進会議は、縫製加工発注団体に対し要請を行いました。～

技能実習生等受入適正化推進会議（座長 ^{もみやま そうご} 柘山 錚吾 朝日大学大学院法科研究科教授）は、平成20年2月8日付けで縫製加工を発注する事業場が加入する（社）岐阜ファッション産業連合会ほか2団体（別添1参照）に対し、外国人技能実習生の適正な労働条件確保のため、次のことを内容とした協力要請を行った。

【要請内容】

- 1 縫製事業場で就労する技能実習生等の長時間労働による健康障害等を防止するため、計画的な作業管理が行えるよう、発注条件をあらかじめ明確にした計画的・合理的な発注を行うとともに、急な発注条件の変更等は極力行わないよう配慮すること。
- 2 発注契約においては、適正な工賃を設定すること。

(別添2参照)

【要請までの経過】

- 1 外国人研修生・技能実習生の受入制度は、我が国で培われた技術・技能移転を通じ、発展途上国の経済発展を担う人材育成を目的とする制度であり、平成9年にスタートしている。
岐阜県内において、研修生から技能実習に移行し就労している者は、中国人を主として約8,000人と愛知県に次ぎ全国で2番目に多くなっているが、これら技能実習生を受け入れている事業場の中には、1か月に100時間を超える時間外労働や最低賃金に満たない低賃金の支払い等の不適切な労務管理が行われている等問題事例が数多く認められる。
- 2 このような状況を踏まえ、岐阜労働局を始めとする関係行政機関においては、技能実習生の労働条件確保に向け取り組んでいるが、この問題を解決するためには、関係機関相互の緊密な連携、県民や受入機関に技能実習生等の受入適正

化のためのコンセンサスの形成を図ることが重要であるとの観点から、岐阜労働局、名古屋入国管理局、岐阜県、岐阜県警察等の関係行政機関及び労使団体等が参集して平成18年12月に「技能実習生等受入適正化推進会議」を設立し、“推進会議メッセージ”を発出するなど、適正な受入に向けた取組みを行ってきた。

- 3 昨年12月3日に開催された第2回目の同会議においては、技能実習生の労働条件に係る問題解決の責任は、協同組合等の第一次受入機関の適正な管理と実習活動を行う事業場にあり、これらの受入組織における労働基準法等の関係法令の遵守が強く求められていることを改めて確認した。

その上で、特に岐阜県全体の約6割の技能実習生等が従事している縫製業にあっては、外国製品との競争の激化等を背景とした縫製工賃単価の切下げ等の厳しい業界事情がこれら技能実習生の労働条件に与える影響が少なくないことも指摘されており、縫製を発注する事業者の側にも発注条件等の面における十分な配慮が間接的な環境整備として必要ではないかとの意見があり、縫製加工を発注する業界団体に対し発注工賃の単価等についての配慮を同会議として要請を行うことで意見の一致をみた。

これを受け、今般、本要請を行ったものである。

○添付資料

- 1 要請先一覧
- 2 要請文(案)
- 3 技能実習生関係監督指導実施状況(平成18年4月～19年3月 岐阜労働局)

〔要請先〕

- 1 (社)岐阜ファッション産業連合会
岐阜市長住町5-7-5
- 2 岐阜メンズファッション工業組合
岐阜市長住町5-7-5
- 3 岐阜婦人子供服工業組合
岐阜市金町8-28 桜繊維街2階



平成20年2月8日

要請団体 あて

技能実習生等受入適正化推進会議

座長 初山 錚吾

外国人技能実習生の労働条件改善のための協力要請について

時下、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、岐阜県には全国で愛知県に次いで2番目に多くの外国人研修生・技能実習生が研修・実習活動に従事していますが、これら技能実習生等を受け入れている事業場の中には、1か月100時間を超える長時間残業や割増賃金の支払い等に関し不適切な労務管理等が行われている事例が数多く見受けられます（問題事例については、別添1参照）。

このような状況を踏まえ、岐阜労働局を始め関係機関においては、外国人技能実習生の労働条件確保に向け取り組んでいるところですが、この問題を解決するためには、関係機関相互の緊密な連携、県民や受入機関に技能実習生等の受入適正化のためのコンセンサスの形成を図ることが重要との観点から、関係機関及び労使団体が参集して平成18年12月に「技能実習生等受入適正化推進会議」（構成機関及び団体については別紙参照）を設立し、推進会議メッセージを発出する等外国人技能実習生の適正な受入に向けた取り組みを行っています（推進会議メッセージの内容については別添2参照）。

さて、外国人技能実習生の労働条件の適正化を図るためには、協同組合等の第一次受入機関の適正な管理と実際に技能実習生が実習活動を行う事業場における労働基準法等の関係法令の遵守が強く求められていますが、一方で、特に岐阜県全体の約6割の技能実習生等が従事している縫製業にあっては、外国製品との競争の激化等を背景とした縫製工賃単価の切下げ等の厳しい業界事情がこれら技能実習生の労働条件に与える影響が少なくないことも指摘されており、

縫製を発注する事業者の皆様にも発注条件等の面で十分な配慮をしていただくことが重要であると考えています。

つきましては、貴団体傘下の会員各社が縫製の発注を行うに当たり、下記事項について格別の御理解・御配慮をいただくよう、本会議から要請します。

記

- 1 縫製事業場で就労する外国人技能実習生の長時間労働による健康障害等を防止するため、計画的な作業管理が行えるよう、発注条件をあらかじめ明確にした計画的・合理的な発注を行っていただくとともに、急な発注条件の変更等を行わないよう配慮をいただくこと。
- 2 発注契約においては、適正な工賃を設定していただくこと。

別紙

技能実習生等受入適正化推進会議構成機関、団体

(座長 初山 錚吾 朝日大学大学院法科学研究科教授)

- 岐阜労働局
- 名古屋入国管理局
- 岐阜県
- 岐阜県警察
- (財)国際研修協力機構名古屋駐在事務所 (JITCO)
- 日本労働組合総連合会岐阜県連合会 (連合岐阜)
- (社)岐阜県経営者協会
- 岐阜県中小企業団体中央会

労働基準法違反等が認められた事例

(監督指導事例1)

長時間労働及び低賃金

○ 県内の縫製業に対し監督を行ったところ、約1年間にわたり時間外労働協定で定める時間を超えた労働として、長い月には151時間にも及ぶ時間外労働を行わせていたにもかかわらず、時間外手当として1時間当たり330円～350円しか支払っていなかった。

同社は、過去にも同様の問題があったが、その際は技能実習生との間の労働契約を突然解消し、帰国させるような行為を行っていた。

同社に対し、是正勧告を行った結果、技能実習生6名に対し1人当たり50～100万円の差額が支払われた。

(監督指導事例2)

低賃金及び書類の不正な作成

○ 県内で働く縫製業の技能実習生からの申告により事業場を監督したところ、時間外労働協定で定める時間を超えて時間外労働を行わせていた上、時間外手当として1時間当たり450円しか支払っていなかった。

同社は賃金台帳を二種類作成するいわゆる二重帳簿を行っており、表向きの賃金台帳には賃金から控除していた家賃や光熱費等は一切記入されていなかった。

また、賃金台帳には法定事項として労働時間数等を記入しなければならないが、これを行わないことで、法定を下回る時間単価が表面化しないように操作していた。

同社に対し、是正勧告を行った結果、技能実習生5名に対し総額約482万円の差額が支払われた。

(監督指導事例3)

強制預金及び時間外労働割増賃金の一部不払

○ 県内の婦人服製造業で働く技能実習生からの申告により事業場を監督したところ、技能実習生 6 名について、貯蓄金管理協定なく、賃金から毎月 55,000 円を控除し積立貯金しており、また、時間外労働協定の限度時間を超えて時間外労働をさせていた上、時間外手当として 1 時間当たり 422 円～675 円しか支払っていないかった。

同社に対し是正勧告を実施した結果、時間外割増賃金の不足分として技能実習生 6 名に対し総額約 128 万円の支払が行われるとともに、強制的に貯金させられていた積立金が返還された。

(送検事例)

最低賃金法及び労働基準法違反で書類送検

○ 県内の縫製業で働く技能実習生から基本賃金を毎月 7 万 3 千円、時間外賃金を 1 時間当たり 300 円、と最低賃金に満たない賃金しか支払いを受けていないという申告があり、これに関し、技能実習生の直接の就労先である第二次受入事業場（縫製業）を指導する立場にある第一次受入機関である協同組合が関与している疑いも認められたため、縫製業の工場及び事務所に加え協同組合の代表理事の事務所等関連施設の一斉捜索を行い関係書類を押収した。

その結果、縫製業事業主と協同組合代表理事は共謀のうえ上記違反行為を行っていることに加え、技能実習生を労働者として雇い入れるに当たり、逃亡をした場合には罰金 50 万円とする違約金を定める契約を結んでいたことが認められた。

このことから、縫製業事業主を最低賃金法及び労働基準法違反で書類送検するとともに、共同組合代表理事も共犯の疑いで書類送検した。

(注)監督指導、送検事例については、平成 19 年度実施分による

技能実習生等受入適正化 推進会議メッセージ

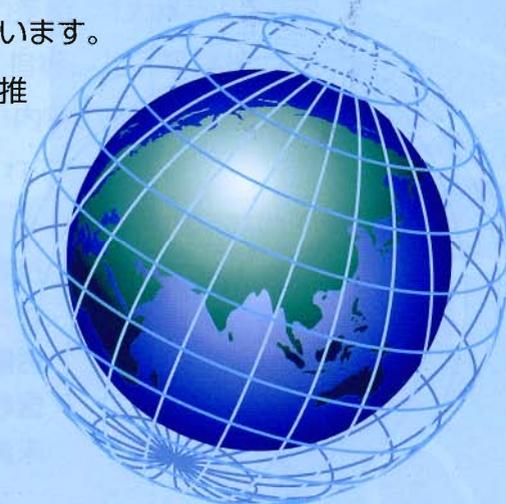
— 技能実習生等の適正な受入れを —

外国人研修生・技能実習生の受入れは、わが国で培われた技術等を発展途上国に移転し、国際貢献に資するという目的で創設され、岐阜県内においても着実に広がっています。

岐阜県は外国人研修生が3千人余、技能実習生が7千名弱と全国で最も多くの実習生等のいる都道府県となっています（下記のグラフ参照）。その多くが縫製業、機械・金属製造業において研修・実習を行っており、岐阜県の国際貢献に大きく寄与していると言えます。

しかしながら、一方では違法・不適正であることを承知の上で実習生等の受入れを行う受入機関が存在し、数多くの問題事例を県内に発生させています。

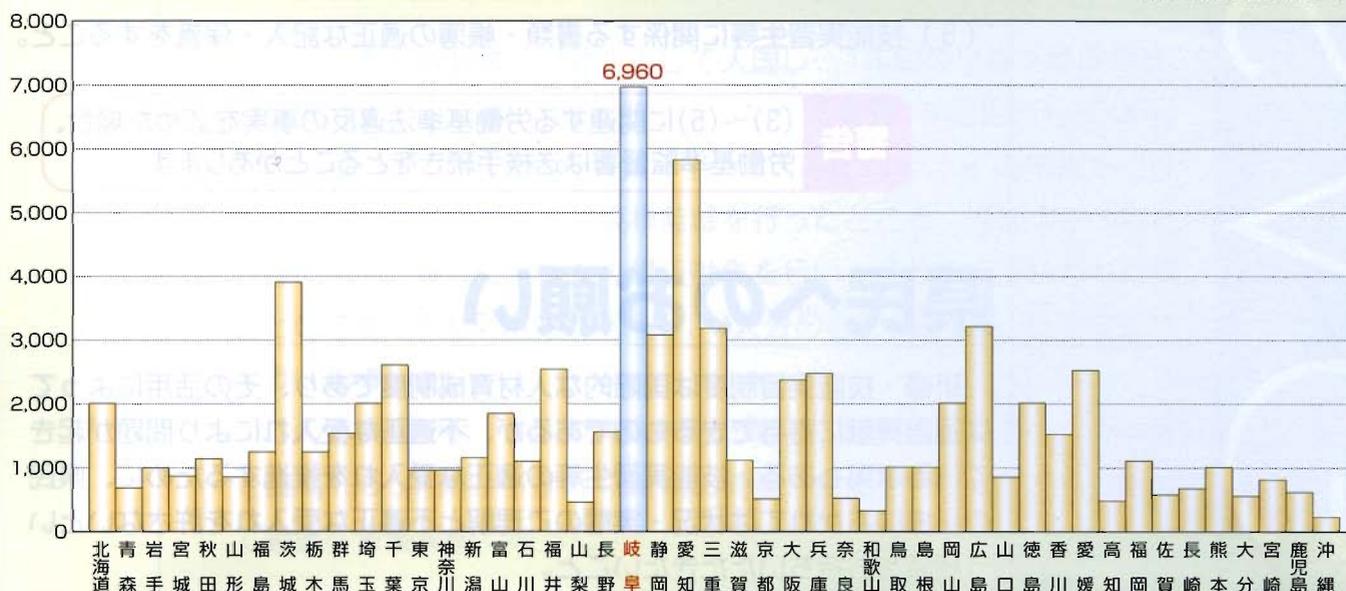
このような状況を受け、^{*}岐阜県技能実習生等受入適正化推進会議が開かれ、受入機関及び県民に対してのメッセージが示されました。受入機関においてはこのメッセージをよくご理解いただき適正な受入れを、県民の皆様におかれては、状況・実態のご理解と不適正な受入れを許さないという認識をお持ちいただくようお願いします。



※この会議は、岐阜労働局、名古屋入国管理局、岐阜県、岐阜県警察、(財)国際研修協力機構、連合岐阜、岐阜県経営者協会、岐阜県中小企業団体中央会で構成されています。

都道府県別技能実習生移行申請者数（2004年度～2005年度合計）

〈(財)国際研修協力機構調べ〉



受入機関に対する要請

- (1) 外国人研修・技能実習制度は、我が国で培われた技術・技能・知識を発展途上国に技術移転を行って国際貢献に資するという目的で創設された国際的な人材育成制度であることについて十分に理解の上、安易に単純労働力の確保策として利用しないこと。
- (2) 研修・技能実習に係る契約、関係機関への提出書類、計画等において記載された事項と実態に相違のないこと。

特に、

- ① 研修・労働契約と異なる契約が存在する「二重契約」
- ② 研修・技能実習計画と異なる職種での受入れ
- ③ 計画と異なる研修・技能実習の実施
- ④ 研修生の「残業」
- ⑤ 受入機関間での「名義貸し」

等の不正行為はしないこと。

- (3) 技能実習生については労働基準法等労働関係法令が適用されることから、同法令の遵守をすること。特に、労働条件の非明示、長時間労働、強制貯金、賃金不払（管理費等の控除等の不当な賃金控除を含む。）、時間外・休日・深夜割増手当の不払、岐阜県最低賃金額未滿の賃金の支払いに係る法違反については根絶をすること。
- (4) 技能実習生等の書面による同意なく、旅券、外国人登録証、預金通帳、印鑑等の貴重品を管理しないこと。
- (5) 技能実習生等に関する書類・帳簿の適正な記入・保管をすること。

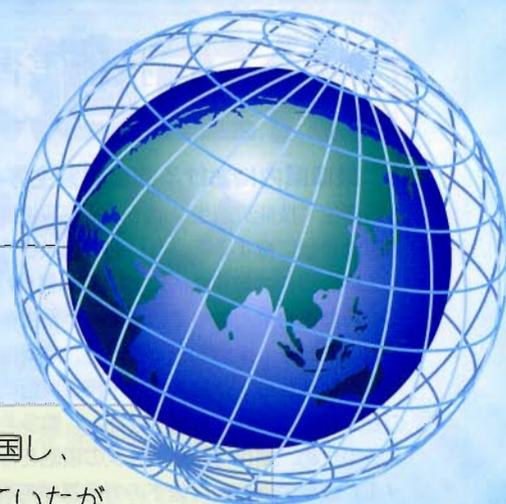
警告

(3)～(5)に関連する労働基準法違反の事実を認めた場合、労働基準監督署は送検手続きをとることがあります

県民へのお願い

研修・技能実習制度は国際的な人材育成制度であり、その活用によっては国際貢献に寄与できるものであるが、不適正な受入れにより問題が起きている事実もある。技能実習生等の適正な受入れを推進するために、県民の皆様におかれては状況・実態のご理解と不適正な受入れを許さないという認識をお持ちいただきたいこと。

監督指導事例



【事例1】

同一の1次受入機関傘下の事業場13社に対して、総額約4,300万円の差額支払いを指導

岐阜県内のプラスチック製造業に研修生として入国し、1年間の研修を受けた後、技能実習生として就労していたが、「①実習期間中の賃金条件は基本給12万円であるはずなのに月額6万円しか支払われない。②残業手当が最低賃金を下回る時間額600円でしか支払われない。」との申告を受けて、所轄労働基準監督署で臨検監督を行ったところ、ほぼ申告内容と同様の実態が確認できたため是正勧告を行い、これまで支払われた賃金との差額（1人平均約80万円、5人分の合計約400万円）を支払うように指導した。事業場内で作成されていた賃金台帳は、法律に抵触しない内容の表帳簿と法違反となる実態を記載した裏帳簿の2種類が作成されていた。

その後、この事業場が所属する1次受入組合傘下の事業場において同内容の申告が相次いだため、他の傘下事業場の集中的な臨検監督を実施し、当該1次組合傘下の12事業場に対して是正勧告を行い、総額約3,900万円（対象実習生21人）を支払うように指導した。

【事例2】

実習生1年目時給300円、2年目時給330円で長時間の残業を行わせ、実習生3人分、約318万円の差額支払いを指導

岐阜県内の縫製業に研修生として入国し、1年間の研修を受けた後、技能実習生として約2年間就労していたが、「実習1年目は時給300円、2年目は時給330円でしか残業手当が支払われない」との申告を受けて、所轄労働基準監督署で臨検監督を行ったところ、ほぼ申告内容と同様の実態が確認できたため是正勧告を行い、これまで支払われた賃金との差額（1人平均約106万円、3人分の合計約318万円）を支払うように指導した。

この事業場では、実習期間2年間の間に、実習生3名に対し、1ヶ月で最高106.5時間から最低42時間の時間外労働を行わせており、極めて過重な労働実態であった。

技能実習生等の適正な受入れをお願いします

～技能実習生等受入適正化推進会議メッセージ～

1 岐阜県内における技能実習生等の状況・実態

研修生・技能実習生（以下、「実習生等」という。）の受入れは、我が国で培われた技術・技能・知識を発展途上国に技術移転を行って国際貢献に資するという目的で創設され、経済社会に着実に広がっています。

その広がりは岐阜県内においても見られ、県内における外国人研修生は3千名余、技能実習生は7千名弱と全国で最も多くの実習生等のいる都道府県となっています。実習生等の圧倒的多数は中国人であり、その多くが岐阜県の主要産業である縫製業、機械・金属製造業において研修・実習を行っており、岐阜県の国際貢献に大きく寄与していると言えます。

しかしながら、外国人研修・技能実習制度の趣旨をよく理解しないまま安易に、または違法・不適正であることを承知の上で実習生等の受入れを行う受入機関が存在し、数多くの問題事例を県内に発生させているのも事実です。

そのため、関係行政機関は次の取組を行ってきました。

- (1) 岐阜労働局では管下の労働基準監督署において、平成18年度に技能実習生等の受入機関である協同組合や企業に対して実施した監督指導件数146件のうち、130件（違反率89.0%）において労働時間、割増手当、賃金不払、最低賃金等の何らかの法違反が認められたことから是正勧告を行いました。
- (2) 名古屋入国管理局では、研修生・技能実習生の受入れに際し「不正行為」を行ったとして、「研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針」に従い、本年1月から9月末までの間に、管内の第1次受入機関（事業協同組合など）7機関、第2次受入機関51機関に対して、それぞれ「不正行為」認定を行いました（「不正行為」認定された第1次受入機関及び第2次受入機関は3年間、研修生・技能実習生の受入れを行うことができないこととなります。）。
- (3) 財団法人国際研修協力機構名古屋駐在事務所では、技能実習が技能実習計画に基づき、労働関係法令を遵守した適正な運営を図るため、受入機関を訪問し助言・指導を行っています。岐阜県内においては、本年度10月末までに、212件の巡回指導を実施しました。

2 今後の関係機関の取組

このような状況を踏まえ、労使団体を含む関係機関は、技能実習生等の受入適正化を推進するためにこれまで以上に一層の緊密な連携を図り、技能実習生等受入機関に対する啓発に努めるとともに、特に行政機関等においては法令に基づく厳正な監督指導等の実施に取組みます。

また、行政機関等が調査等において関係書類の改ざん・隠滅、技能実習生等に対する口止め等の隠蔽を把握した場合は、責任追及のための必要な措置を講じます。

3 受入機関に対する要請

技能実習生等受入機関においては、次の事項を遵守していただき、受入れの適正化推進に取組んでいただくように要請します。

- (1) 外国人研修・技能実習制度は、我が国で培われた技術・技能・知識を発展途上国に技術移転を行って国際貢献に資するという目的で創設された国際的な人材育成制度であることについて十分に理解の上、安易に単純労働力の確保策として利用しないこと。
- (2) 「研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針」（平成11年2月法務省入国管理局公表）や「再研修及び交替制による研修に係る要件の明確化について」（平成18年3月法務省入国管理局公表）に十分留意の上、研修・技能実習の適正な実施を図ること。
- (3) 研修・技能実習に係る契約、関係機関への提出書類、計画等において記載された事項と実態に相違のないこと。
特に、①研修・労働契約と異なる契約が存在する「二重契約」、②研修・技能実習計画と異なる職種での受入れ、③計画と異なる研修・技能実習の実施、④研修生の「残業」、⑤受入機関間での「名義貸し」等の不正行為はしないこと。
- (4) 技能実習生については労働基準法等労働関係法令が適用されることから、同法令の遵守をすること。
特に、労働条件の非明示、長時間労働、強制貯金、賃金不払（管理費等の控除等の不当な賃金控除を含む。）、時間外・休日・深夜割増手当の不払、岐阜県最低賃金額未満の賃金の支払いに係る法違反については根絶をすること。
- (5) 技能実習生に係る労働・社会保険等の未加入を解消すること。
- (6) 技能実習生等の書面による同意なく、旅券、外国人登録証、預金通帳、印鑑等の貴重品を管理しないこと。
- (7) 技能実習生等に関する書類・帳簿の適正な記入・保管をすること。

4 県民へのお願い

岐阜県は、全国で最も多くの技能実習生等を抱える都道府県です。

研修・技能実習制度は国際的な人材育成制度であり、その活用によっては岐阜県が国際貢献に誇らしく寄与できるものです。しかしながら、不適正な受入れによって多くの問題事例も発生させているのも事実です。

技能実習生等の適正な受入れを推進するためには、県民の皆様におかれては状況・実態のご理解と不適正な受入れを許さないという認識をお持ちいただくようお願いいたします。

平成18年12月4日

岐阜県技能実習生等受入適正化推進会議

岐阜労働局 名古屋入国管理局 岐阜県 岐阜県警察
(財)国際研修協力機構名古屋駐在事務所
連合岐阜 岐阜県経営者協会 岐阜県中小企業団体中央会

技能実習生関係監督指導実施状況

(平成18年4月～平成19年3月)

岐阜労働局

1 2次受入機関に対する指導状況

(1) 監督実施事業場数 245事業場

(2) 法違反指摘状況

		違反率	18年監督指導 全体の違反率
違反事業場数		209件	85.3%
主な 違反 事項	労基法第15条 労働条件の明示	43件	17.6%
	労基法第18条 貯蓄金管理	43件	17.6%
	労基法第24条 賃金の支払い	75件	30.6%
	最賃法第5条 最低賃金	47件	19.2%
	労基法第32条 労働時間	84件	34.2%
	労基法第37条 割増賃金	120件	49.0%
		64.2%	

(注) 1 複数の違反事項があった場合については、それぞれの事項に計上。

2 違反率 = $\frac{\text{違反事業場(件)数}}{\text{監督実施事業場数}}$

(3) 文書指導実施状況 (法違反以外の事項について文書指導を行ったもの)

主な 指導 事項	中国語による労働条件の明示	55件
	時間管理の適正化	50件
	賃金明細書の交付	21件
	割増賃金支払いの適正化	12件
	パスポート、通帳等保管の適正化	23件
	研修生の残業の適正化	34件
	積立貯金の適正化	13件
	強制貯金の排除	4件
	管理費控除禁止、組合費の控除の適正化	8件
	安全衛生	3件

(注) 複数の指摘事項があった場合については、それぞれの事項に計上。

(4) 差額の支払い状況

	差額の支払総額	内、申告監督分
総額	157,997,869円	117,098,051円
対象人数	250人	122人
1人平均額	631,991円	959,820円
対象事業場数	75事業場	40事業場

2 第1次受入機関に対する監督指導状況

- (1) 監督指導実施組合数 18組合
(内、文書による指導組合数 16組合)

(2) 指導事項

主な指導事項	中国語による労働条件の明示	9件
	賃金明細書の交付	2件
	適正な労務管理	2件
	適正な労働時間管理	1件
	適正な割増賃金の支払い	3件
	適正な貯蓄金管理	3件
	傘下2次機関に対する継続した指導の実施	2件
	賃金控除協定の締結	3件
	時間外協定の適正化	2件
	研修生の残業禁止	2件

(注) 複数の指摘事項があった場合については、それぞれの事項に計上。